

NCCU NEWS

組合員のみなさんへ

熊本・大分・佐賀・宮崎
号外

2016年5月20日 発行
UAゼンセン日本介護クラフトユニオン
発行人 事務局長 染川 朗
連絡先 上記と同じ

住宅被災見舞金の申請方法について

このたびの「熊本地震」により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
地震により住宅被災にあわれた場合はお見舞金が給付されますので、申請の手続きをお願いいたします。

給付対象：組合員が居住する住宅と、単身赴任中の残された家族が居住する住宅で「全損」・「半損」・
「床上浸水」の被災。
(寮や単身者の住居は含みますが、単身者の実家は含みません。塀、物置、倉庫なども給付の対象外となります)

●「住宅被災見舞金」の申請方法

「**住宅被災**NCCU・UAゼンセン見舞金給付申請書③」に記入の上、下記の資料を添付してNCCU共済担当あてに郵送してください。(ライフ&レジャーガイド、ホームページご参照)

添付資料

- 罹災証明書・被災証明書 (役場などの官公庁発行のもの、コピー可)
「罹災証明書」の取得ができない場合は「**様式1**被害状況報告書」を記載して提出してください。
- 罹災証明書等で「一部損壊」の場合、住宅の修理費用が30万円以上の場合(見積書要)や、家財の被害額が50万円以上(自己申告・「**様式2**生活家財損害一覧表」要)の場合は半損扱いとし給付します。
- 1住居に複数の組合員がいる場合は併給します。
- 上記証明書で、組合員の居住が確認できない場合、免許証か保険証または住民票のコピーが必要です。

★今回は、「激甚災害」でありますので、基準(事由発生後90日以内に申請を行うこと)を緩和して給付してまいります。

★見舞金給付の時期 (「熊本地震」にかかわるものは、毎週金曜日に本人口座に着金とします)

月曜日までにNCCU共済に届いた申請分

→ 翌週の金曜日に組合員本人の口座に着金(NCCU見舞金+UAゼンセン見舞金)
(書類不備のときは、その翌週以降の着金となります)

お問合せ先：0120-372-931 (平日9時30分~17時) NCCU共済担当